

001 中澤吉四郎家文書と目録作成について

1 本史料、中澤吉四郎家文書は、平成 14 年(2002)に、中澤和夫家(日進市在)の旧宅(須坂市新町)が解体されるに及び、同町の勝山一男氏から連絡を受け、急拠市誌編さん専門員(丸山文雄・企画課内)が駆けつけ、調査・収集した史料群である。調査時には、母屋は既に解体後で、土蔵のみが残されていた。早速、土蔵内の史料を調査させてもらい、ようやくにして収集史料を市役所内に運び込んだ。翌々日土蔵の写真を撮りにいったときには、建物が解体後で、更地になっており撮影は果たせなかった。その直後に、中澤和夫氏のご好意により、史料の目録化と公開を条件に、寄贈が実現した。

2 中澤吉四郎(弘化元年【1844】6月6日～大正3年【1914】2月14日)。

明治 22 年 2 月の履歴書等によると、中澤吉四郎は明治 8 年に長野県から須坂の副戸長を命じられ、以後同 12 年には戸長、22 年 4 月には町村制の施行により初代須坂町長に就任し、途中の 4 年間を除き 44 年まで前後 30 年近くの長期にわたって町政の要職を担った。

また父吉右衛門も幕末には須坂の名主を勤めた。

須坂は明治 22 年、戸長役場の火災によりほとんどの行政文書を焼失してしまった。そのため、今回寄贈を受けた文書は貴重なもので、その目録作成は史料の永年保存、「市誌編纂」という面からも、又広く市民への公開利用という観点からも、きわめて必要且つ重要な作業としてすすめられた。

3 本史料を永年保存し、市民に公開するために、中澤家の家別番号を 001 とし、吉右衛門を【I】、吉四郎を【II】として整理した。

そして、吉右衛門文書を A から D、吉四郎文書を A と B に分類し、さらに吉四郎文書の A を 17 項目、B を 6 項目に分けて、文書目録を作成した。史料点数は総計 2,649 点となっている。

(I) 中澤吉右衛門 (274 点)

- A 町役人 111
- B 家業 48
- C 書簡 93
- D その他 22

(II) 中澤吉四郎

- A 町政に関する記録類 (1,374 点)
 - 1 戸籍関係 124
 - 2 租税・公債関係 99
 - 3 土地関係 119
- 4 中澤吉右衛門・吉四郎親子について

中澤吉右衛門は、幕末に穀物販売業を中心に貸本業・絞油業などを幅広く営む商人であった。また、安政 6 年(1859)には、町名主として町方の政治に関わっている。しかし、商

人としてあるいは町役人としての詳細はわからない。

中澤吉四郎は、吉右衛門の長男として弘化元年(1844)に須坂町に生まれた。成人して父の商売を引き継いだ。明治期に入ると須坂に勃興してきた製糸業を興し、商業活動の幅を広げている。

彼の一番の功績は、日本の近代化の過程のなかで初めから地方行政に関わり、今日の須坂市政の基盤を築いたという点であろう。

廃藩置県直後の明治4年(1871)8月、27歳の若さで須坂藩庁より須坂県2区の副戸長に申し付けられる。明治8年(1875)には、再び長野県より第十七大区八小区の副戸長を申し付けられた。さらに、明治12年(1879)には、上高井郡須坂町戸長を申し付けられた。

4 訴訟・警察関係 22

5 職業関係 157

6 議会・勸業会関係 58

7 人事関係 33

8 規則・規定 5

9 学校 86

10 社寺関係 117

11 徴兵・兵役関係 18

12 諸施設・建設関係 69

13 衛生関係 41

14 公用記録簿関係 132

15 役場諸経費関係 133

16 町村制関係 7

17 書簡・その他 154

B 中澤吉四郎家に関する記録類 (1,001点)

1 戸籍関係 7

2 財産関係 58

3 製糸業 480

4 貸本業・穀物販売など 187

5 書簡 208

6 その他 61

合計史料点数

2,649点

その後、連合戸長役場制、市町村制と地方行政の組織が変わったが、常に組織の長として、とりわけ明治22年4月から須坂町町長として(その間、明治26年5月から30年5月までの4年間、町長職を中澤準三郎に譲っているが)44年にいたるまで18年間、地方自治確立のために尽力した。町長のほか、上高井郡第一番学区学務委員、郡会議員を勤めている。

大正3年2月14日にその生涯を閉じた。

5 中澤吉四郎家に保存されてきた目録記載の史料は、父吉右衛門と長男吉四郎の行政に関するものと、家業及び親類・縁者などの書簡などが主なもので、幕末から明治末年までにわたっている。

6 目録作成にあたっては、史料の保存状態・形態を考慮しながら、史料閲覧者の便宜をも配慮して、次のように整理した。

史料名は原則として史料の表題を記載したが、表題のない史料は目録作成者が内容を検討して記載した。

覚、記、書簡で内容を適切に表示できない史料で必要と思われるものには、次のように内容を概括して（ ）に記載した。

覚（金銭関係） 書簡（器械代金請求）

葉書などは、公用・私用に分けて便宜的に括って整理袋に入れてある。

史料形態については、横帳、半横帳、綴、ひもとじ、冊、封、紙（一枚もの）などと記載した。

年月日の表記については、不明の場合は空欄として、年次不詳で月日がわかるものについては、－. 6. 2のように記した。また、数年間にわたって綴られたものは、初出年次のみを記した。

7 史料の整理、文書目録の作成は、小林謙三、井上光由、小林裕が行なった。

平成19年4月 須坂市誌編さん室